

○日時：平成31年1月31日（木）10:00～12:00

○場所：市役所12階会議室 ○出席者：検討部会委員、事務局

<変更するべきでない、という視点の意見の概要>

<著しい支障に関すること（考え方）>

- 市民生活及び行政事務の執行に著しい支障をきたしていること、というのが要件となっており、著しいという言葉が付けられている以上は、原則としては認められなくて、よほどのことがあれば例外的に変更を認めます、ということではないか。
- 著しい支障とは、行政サービスそのものが受けられない、または受けることに相当困難であると、もしくは、行政サービスを受けるために住民側が自分で色々行動をして相当な負担を受けなくてはならない状況と考える。
- 著しい支障を判断するとき、誰の目線から見てというのは、一般人を基準にとすべきと考える。
- 著しいという意味は、そこに住んでいる住民や、行政が、とてもではないがこれではサービスを受けることができない、生活できない、ということが出てこない限り難しいと思う。

<行政の安定性に関すること>

- 市町村境、選挙区から全てそれで決まっているので、市の境界線、行政区はよほどのことがない限り変更しない、ということが大原則だと思う。

<著しい支障に関すること（支障があるといえるか）>

- 住民の方々から見たら色々な不便があると思うが、疎外されているのではないかと、帯山西小学校区で活動しているのに、東区ということで引け目を感じるとか、主観的なところが大きい。そこを著しい支障としていいのか疑問。
- 行政区が東区であることで、まちづくり活動に著しい支障が生じていることはないと感じた。
- 行政側が部署ごとに連携を密にして住民の方々に心理的負担や煩雑な時間、手続きを与えないようにする努力は必要であるが、そのようなフォローができることを条件にすると、著しい支障をきたしているとは言えないと思う。

<著しい支障に関すること（選挙区に関すること）>

- 今回の事案以外でも、この区域は選挙区の人にみてもらえないといったことは多々あると思う。しかし、それで選挙区が変更できるかというそれはできない。

○ゲリマンダーという言葉があるが、立候補者にとって有利な選挙区設定を避けるために、行政区等で割り切りましょうというのがあるようで、公職選挙法15条は市町村や区を基準にして分けることが規定しており、割り切つてやるというのが法の建前と思う。地形の問題など民意の反映がしにくい地域が出たとしても、乱暴な言い方だが、やむを得ないという考え方に法律は立っている。

○選挙区に属している以上はその選挙区の候補者にその地域のことをお願いすることは可能ではないかと思う。また、市議会議員が自分の選挙区の活動しかできないということは無く、権利侵害まではあたらないと思う。

<経緯に関する事>

○政令市スタートと校区変更が同時だというのが、実際にはその2年前に既に区割りの線は決まっていた。説明不足ではないかといった点については、議会への報告、市民への周知等行政側は十分行っていたと思う。

<行政区を変更した場合の問題点>

○今回は付帯事項として特別に限定しているとはいえ、今後外の地域から変更の要望が出たとき、同じ条件なのに何故変更できないのか、と言われた場合に本当に断りきれぬのか。

○変更で行政事務にかかるコスト、負荷が気になる。

○変更することは、しないより、大きな負担が行政にも、その地域等々の事業所や企業にも及んでくるのではないか。

○1番から3番までまとめて西原校区から帯山西校区にどうですかという提案、これが一般的な地形地物を基準とした変更のルール、と客観的に見て思う。2番街だけをしたときに、産業道路を挟んでもっとひどいギザギザの鋸状になってしまう。

<行政区を変更しない場合の対応など>

○区割りが施行された日に小学校区が変更されていることから、住民は、本来自分たちは、中央区のはずなのだ、ということが、今回の不満の根底にあると思う。そこは、そういう点は確かにあると、認めた上で回答すべきと考える。

○宅配とかネット通販といった市民生活上の不便は、まちづくり担当職員が企業等に説明するなどフォローしていくなどの方法が考えられる。

<変更を認めるべき、という視点の意見の概要>

<著しい支障に関すること（考え方）>

- そもそも著しいとは何だろうという話。著しい支障なんてあるはずがないとすれば、それを審査基準にしていること自体がどうなのか。どんなことがあっても、今後一切熊本市は区境の変更を認めないという話にもなりかねない。
- 別に不便は感じていないでしょう、ということ、第三者が言い放っていいものかどうか。
- 5つの要件のうち、4つは、この地域は努力して満たしており、近隣の理解も得られている状況。その中で、著しくないからだめです、と本当に言えるのか。

<校区と行政区の不一致に関すること（住民側の視点）>

- 市民目線で行くと、同じ小学校区内でありながら東区にいるという現実直面されていて、なぜ中央区ではないのだと端的に思われているのではないか。
- 初めから帯西の色々な学校活動に参加していて、自分たちだけ東区というのは、どうしても納得できない、ということは大事な視点。
- ここの校区が緩衝地区ではなくて、帯西の校区になったことで、ねじれが起こっているのではないか。
- 校区の編入の時に、2番街はきちんと議論をされている。今に始まった話ではなく、この方々はその時から校区と行政区のねじれがおこることで不安だと、繰り返して一貫して言われているところは認めるべき。
- 1番街区・2番街区は校区が緩衝区域なので行政区の変更は難しいと思うが、（2番街は）緩衝区域ではなく特定の校区として定められたものであるので認めるべきかと思う。

<行政区と校区の不一致に関すること（これまでの経緯）>

- 他にも緩衝地区はあるが、ここは、合併（政令指定都市移行）前から要望されていたもので、特別にこれだけ扱おうということで、今回の行政区画等審議会の中では壺川と併せた二つだけは特別に扱っている。これまでの経緯から考えたときには、この要望は非常に理解できる。
- 教育委員会としては校区を変更した時点で帯山西を本来校区として認めているということ。行政として意思の変更をしている。それは認めておいて、今度は行政区については認めないというのは首尾一貫していない。
- 平成22年に区割りが決まっていたと行政側は言うが、住民の側からすれば、区割りがこうなるというパブリックコメントなどの段階で初めて危機感を持って動き始めたのかもしれない。

その前の区というものが存在しなかった時は、そもそも危機感を感じる必要も無かったのではないか。

- また、2番街区は緩衝すらなく、純粹に帯西校区。当時の経緯を考慮すると、そもそも帯西＝中央区であったということで、著しいとは何かということに触れずとも、行政区の変更について主張できるのではないか。

<行政区を変更しない場合の問題点>

- 変更しない場合、ではどこまでが著しいのですか、と市民側に聞かれたときに答えられないのではないか。

<今後の小学校区の変更との関係について>

- 区割したときは、校区を分断しないという大原則で区割りがなされたと思うが、小学校、子どもに責任を負わせてはならないので、今後は、小学校区と区割りを連携させるべきではないと考える。今、校区というルールはどこまで有効なのか。今後人口減少等で、大規模な学校の統廃合などが当然あり得る。